洋学文庫
文庫8
D 356

文庫8
D 356

目録

一 一二之橋
二 夜光之玉
三 父子之肖形 九山之崇
四 雛之假子
五 亀之化石
六 芭蕉翁之話 并敬笠
七 武蔵之国
八 丙午
九 雁
十 伊皿子 ヨサラギ
十一 紙鳶 シテウ
十二 無益之譬
十三 紙鳶 シエン
十四 鎌倉
十五 時雨
十六 チンミン衝 ちり
十七 都鳥
十八 銀之始 夏扇之始

010190617918
41- 7169

十九 持統天皇
廿 役小角
廿一 峯入
廿二 火葬之原起
廿三 金之始
廿四 歛之原起
廿五 銅之始 銭之名
廿六 孝子小佐次
廿七 囲碁之起源
廿八 蝦蟇
廿九 水星之説
卅 西洋之犬屠
卅一 雪中之蟲
卅二 地気雪成る并雪積之考
卅三 菊之葉切
卅四 舞之原起 畧説
卅五 石原之中精風
卅六 橡之實之食法 土之食法

一二の格

其角が五元集うらの解釋まちまちなるよりて能浴者流これを淫し淫乱
の赤勢うるに「却ちまた一ヲ対格ら夜の句の解の
記を出す所よこの一ヲ対格と東京東京の二月二月の格ちとまつ人行
ちうの時は一句ゆえに其角が發句格をとられ句の新戸多しとゆえに地名を
私よ法ゆえいゆえに知い昔ちう一日二月二月と唱へ一の格と二の格と唱へ
ちうに格ちうか二の格山地国深等とあり雑州府志第九巻古跡門下云
月見岡在伏見源平盛衰記云源軍或自伏見赴尾山月見岡到法性寺二橋

云山州名跡志巻十二云一橋在東福寺北門北一町餘伏見街道中央従此南方
東福寺境内凡八町内在三橋是其一也云法性寺ハ東福寺ノ西向き
ノ末寺也法性寺三橋ハ頭法性寺境内ニ属セリ今ハ西へ曲リ角
ガ叢ノ古歌ニ詠ジ好ノ拾遺集小野忠見ガ「ゆづるは濃ノ濃ノ
ノ中ニ初ウキ」と詠ジ夫故ニ夜松ヲ京登リ来ル淀ノ渡リヲ
来夜深ル迄ノ三橋ノ渡リ迄ノ間ハ淀ノ
夜深ル迄ノ三橋ハ其ノ元ノ橋ノ元ノ
夏ノ頃ノ短夜泊ノ深情ノ次第ノ
ニ其器ノ渡橋ノ渡ノ三橋ノ遠方ノ下リ水ノ流ノ

二

夜之く玉　北越雪譜

雲根志云異之部ニ曰予ノ藤ノ壮勇ノ者ノ
厩ノ清ノ或ノ時田ノ谷ノ山中ノ下リテ夜更テ
飯ノ山ノ洞ノ底ノ青ク光ル虹ノ如ク
昇リテ来ル天ニ接ル男勇漢ノ死ニ死ニ
第ノ末ノ谷ノ下リテ山ノ紙ノ谷ノ根ノ
ぐるぐる只何ノ事ノ石ノ ひらひらと背ノ
負ヒ飯ノ道ノ光ノ前ノ如ク暮ノ夜道
ノ労ヲ忘ルル暁ノ我家ノ着ノ由伴ノ石ヲ

斬の外ハ直ニ置飯ハ[illegible]彼の石を
[illegible]石ハ[illegible]幸ひ[illegible]
[illegible]行方[illegible]又ハ国
甲賀郡石原瀬寺和尚の弾ミ近里の農人
烟草を拵ひ拳ぶ石を拵いぶ[illegible]
石常ハ石[illegible]ハ裏ざ[illegible]取り飯を
ぬ夜ハ人て光と流星[illegible]
石[illegible]人の持ものハ[illegible]災あ[illegible]
折破て拵ぐ[illegible]斧をもて

折碎[illegible]と竹藪中へ拵[illegible]
光と数万の蛍近里の[illegible]
集り林をなすハ[illegible]
有ることなり又筑後国上妻郡の人用ありて夜
中近村へ切り出一ツの小川を[illegible]
中ハん光[illegible]拵ひ[illegible]小石[illegible]
[illegible]方へ歩ずあるくして[illegible]
[illegible]

以上一条全欠

[illegible]

他国の事なり我遊石[illegible]夜光の玉のありしを
[illegible]新田[illegible]郡[illegible]東北[illegible]石[illegible]一ツ[illegible]中条[illegible]

所に百姓の傍田の中に庚申塚あり 此塚の上に大サ
一尺五寸ばかりの円石を建てこれを祀る 此石をも
先農夫屋の后の井林を掃除して 井の根をも掘り
ともこの石一ツを掘り出して 真色青くありて黒くあり
あたかもこの形農夫これをもつて菓をもつる盤と
なす事疑なし 爛然として光りあり
書妖怪ありとて驚呼 家主壮夫三五人を伴ひ来り
くだんの石を取り出し 怪とし石を井林の
捨つ其石夜毎に光りあり 村人あるいは祟りの

所に依て此石を庚申塚に祭り上に泥土を塗りて
光りをかくす今拾苔むしてあり 好事の人この石を
たづねて村人祟あるべしと 又
又駒ヶ岳の麓大湯村と抑尾村の間を流る渓川と
佐奈志川とふ 渇水せし頃水中に一点の光り
ありて蛍の如きあるが如し 数日処を移さず一日暴雨
に水増して光りしも形を失ふ后四五丁川下り
光りあり 蛍の如し 此山中にあれば村夫等驚恐
して夜光の玉なりとて恐れ敬て尊み永く者し

をうしなる其秋の洪水に夜光の玉ふたゝび流れて聖
を失ひしを以上世越奇談之説 偖茲に夜光珠の実てあり
我編者牧之叟 欠政二年卯の春下越后を廻遊せしに
三嶽邨に入り伊弥彦明神を拝し旧知識なる高根
光則翁を尋しに大なる一岩を許しに
此翁 初年を蓄し且好古の癖あり卓達の人
なり雅談傍ら如しあり節をとゞめ事四
五日なりしに一夕翁の語りしは今四十年以前吉田
の三嶽邨なる大島川と云渓川に数多の者

とく人怖て近くよりあたはざりしに坂川の近所に弟
村と云ふ所に鉱治の兄弟あり世と共に
家最貧しき兄弟剛気なる者なれども
拙き若し妖怪あらば退治して村を去らんと所を出
しゞとくあり数兄弟川面を
秋の比水をまもりし川面を月晴くして
水の音をゆくのみ一両人炬を
見るに光りあり怪しゞるをこゝに面
を人のりあを言をうして飯らんとあり

水上俄に光明を放つと共に両人衣服を脱捨
ててかの淵に入り泳ぎまわりて光る物を探索しつゝ
拾ひとる石をば皆悉く家の傍なる竈の下に
置しかば光る一室を思ひ出でゝ母に語れば
不思議の室を探してとゝのへ親子ともに近隣より
も来りこれもあれこれぶるまひ者ともなれば趙璧隨
珠ともあらんかぎりを過りぬ
時家にあ二つよりたちまち弟に与へんと母のひしみ弟い家
財を望まで光る石を持ちぶんとりあひ見が曰く光る石を

拾ひ取るは我が力を助けしのみ
光る石を親の譲りあるは兄が物なり家財を分ちなば
和の譲りをもとうべきなれ与へまじ弟いふ
あの石をもあれがあるゆゑんとあらそひ多く光石を拾
ふの企をなせば妖あり退治せんと川べりに出
ゝ我光る川に飛入り光る物を探しかゝる
あひしを我こもあれがひろひ拾ひ
るものあるゆゑ共足うるの所弟うるの利を論
ずるあひ終をつくあひうちあひを母やりて仲

あづかりて光る石を二つに破りてうるほ[illegible]
出さんとて明玉をとり出し鍛冶たる鎖の上に乗せ鏈
をもて力をあらんを加へもべし明玉砕破て
内より白玉を孕しがられを砕けば水なりてのち乗
散りて取水のごとし処に暉く事螢の群る
如し二三夜ありて夜の光も消失けりとぞ
いひし頑愚に手ゆかしとひ物ゆ稀世の宝玉鄙人
の一捉を受て亡びしかの玉も人も倶に不幸といへし
とぞ語られし牧之案ずに擒春暉の著る壮図諧談海

二の蔵石家にあるとかの條りに曰江州山田の浦の木の内古
伊勢に山中甚作大阪の加嶋屋源左兵工其外あと三
都の中に好事家侯国に逸人蔵石に名高き人近年
鬱々余と諸家に奇石を見しに皆一家の蔵なる処三千
五千種あり[illegible]五日十日の日を[illegible]一家の眼とする
支をなるべし[illegible]その多き中にも格別に眼をおどろかす程
に珍奇のあると無きに加ふるに源左兵衛の譯に過し
年壮国より人にして拳の大さ夜光の玉ちよく一室
を照らしたる價あり[illegible]ひしぶ昂左衛門人

り托して曰真玉求たり暗夜なれども玉は入て宮の舟
斗り白きかりも見えねば宮の中堂の求むべし又玉
も閑寂なる大なる文字一字あれども流えぬれば百
あまりとなむべし又昏狀もありけれども三百年より
一室をてらすべき吾身上殊に力をもつて求むべし
媒しるべきもの人びとが石何の便もなくして
かくの如空うあるとしと云く此文版は天明年
中藏石の世に流りたる頃加嶌屋が語ることを作り
春暉が后よりあらしたるべし毎又余が所の鍛冶の玉

の玉のもとをたずねしるを文政二年に書たり今より
四五十年以前とあれば鍛冶の玉を碎きたるを安永は
未だ天明のもの也べし然れども藏石の流れ
有ることは聞かるるなれども玉貴なるは人一室をてらす
寓石の変をもつて伊勢国の支流に編蓑人なるべし鍛
冶の玉を碎きしことは世にもあるべし
古の世にも夜光の珠五つ有り三つを我邦石なりと

ありしごとくもせよいでたる嗟乎惜しむべし

百樹曰（月昏増参人）立新沮物之部に鍛冶屋の話に類せる変あり

明の万曆年中連江より一所の人蛤を剖こうに

玉を得ることを不識ことごとく嘉る珠登の中に在りて

跳躍して走ず火光天に燭里人怪事なりとて

来りて救の玉を烹るに烹るのそなたを聞

て登て蓋を啓て視きに已玉は半拍多と真珠径一寸

許塊真に夜光明月の珠なり俗子の尼せるを多

て怒夫と記せり又曰（立新組月昏）魏の恵王が径寸の珠前

后車を照すこと十二乗の者ありて今天府に夜光

珠なりと明人謝肇淛が立雅組に神異記洞冥

記も夜光珠の変見えたれども孟浪に属す古今

注も勝て大なる鯨の眼に走光珠と為すこと

卞和が玉を剖之に中果して有玉と云こと石中に玉

を孕む事鍛冶の碎に玉卞和が玉に類せる趙

恵王が夜光の玉を秦の照王が城十五を以て易んとし

しに秦国の明王と月上尺として買ことを約せ

し類なりて又癸辛雑識（集巻下）続に掃帰糸を水

て浸しあるに白く大なる蜘蛛来りて其
水を吞むを多かるを見て故なるの婦人これを見て大に
あやしと雞蓋を草てうちて蛛をうちくだきて腹に夜光の
珠有りしを彈丸の如しとも見るなり（此るを和文に枚乗
老人の引る北堂
奇怪なる部に載せたるの事癸辛雜識に少し違ひたれども
癸辛雜識に居なれば且又容易に信ぜられぬ北堂奇怪の作者俗子の目に奇を
あやまりたるものなれば本書を見たるものなれば博
識の侍ぶべし）又増一阿含經第廿三第廿九に轉輪聖王の徳に
一尺六寸の夜光摩尼宝は彼国十二由旬を照すとあり文多
くあれども盗一由旬は異国の四十里に十二由旬は日本道六十六
里なり一尺六寸の玉六十六里四方を照すとも奇異とするべし
扨轉輪王世に出るとき千の輻の頭に摩著りて
人民等玉の光りと共に夜の明るがごとくなるなり
家業をなすべしと記せり此事碩学の聞こゆるを
阿人話にきくなりの經を備へて徒しがたきを夜光の
玉の説なるべし

三　父子骨肉

梁書卅五の列傳豫章王綜の傳に綜が父昊淑儀に初爾
東昏の宮中に在りし時に梁の高祖に幸ひせらるる

七月ふして綜を産みまゐらせて宮中に多く款
しのまゐらせ其后淑媛ハ義に長くまゐらせ高祖を
怨しのび竊に其子綜に告げ給ふ月を昊東昏の
君の逆服なりとしるし綜ハ羊信羊歆ともに共に
高祖を怨こゝ潛びて曲阿に赴て齋に明帝の陵
を待こゝろざしもかゝるを昏乱なりと定め知り
しかのゝちも當初の俗説に生者血を以て死者に
肯ふ瀝ぐ滲れば父なりとかゝるを学
ぶ綜に竊に東昏の墓を發き骨を出し已が臂に
血を以瀝ぐけて是を試に又一男を殺しまゐらせ血
を瀝ぐく試に屈に英に驗あるしるし昊に帝に
異志を懐きて後四年に謀叛を五十五巻の
初丁にえらせ又唐書九十の孝友列傳に王少去
が傳に云く王少去ハ博州の聊城の人なり其父ハ隋の世の
末に乱軍の中に殺されし少去甫十歳の時に在家
を母に宮に云こと苦しみ哀泣て彼此にその尸
を求るに野中に白骨多くあり時に人教て
子の血を以骨に漬て滲る父の骨ぞとしめす

少云悦びて哪中の面を見るに膚を鏡て
血を瀝ぐと凡一句の詩の遂に文の省を
[illegible]の[illegible]かくの其創の高しかしど
一[illegible]時に唐の太宗の貞觀年
中州[illegible]の状を上せしかば中書徐王府の參軍
[illegible]官人[illegible]なれ」と云へ

四 雜の假名

契沖雜記ふ「[illegible]」と[illegible]なり鳴らす古言拾
と坎說[illegible]鳥の子の[illegible]と唱へて名づくるなり

[illegible]と又或說に宇津保物語若菜ふ巻を[illegible]祝
ぐとあるを[illegible]
[illegible]
[illegible]玉かつら十巻の說に[illegible]
[illegible]釈日本記十四巻二比賣那素寐の釈に引る
私記に[illegible]比紫遊と[illegible]江家次第巻七立太子の條も比紫
[illegible]古例[illegible]
[illegible]と時義と定時に[illegible]書
[illegible]鳥の子をひる[illegible]

又面に古き人形の類あて小く造るものをひるがえるを
葉を切とせるに似たり又人形の類をひるがえるとたづのてゝるも古物のてゝし
たるに齋宮女御集下ひる社とあれど契沖師の技本とあれば古本かゝ雛
社とあるをあてひきあるに又御堂関白御集のてゝばかきふたるまつの元
社ひるやとあるもひるやとあれど下の詞をよくよのこゝろ
やにこそあれば上よりひるとあるこゝろなるべくかく事を知なるてひる
あるかのもの勅ひあるにてあれば又引と唱弟の説を破て稚鈔此本とあるを
本の名をもこゝに玉かつまの説のごとくひもを引てふるれひいなのかるるべき
已が愚なる心をもとよりさだかなる今多くかるるをひるがえるとも

五 亀の化石

北越雪譜 牧之翁曰越後国魚沼郡某の所の田中に
村山義なるものの家の墻の足元に埋て失代とて秘蔵
する亀の化石あり傳ていふ近頃山間の土中より掘
出しとかや化石の奇品なるを茲に図を挙て弄
石家の鑒を俟
百樹曰件の図を視るに常の亀とは形状少
異なるもの形依て案るに本草少所謂秦亀一
名筮亀あるひは山亀といふ俗に石亀といふ物かや

亀之化石

甲之図

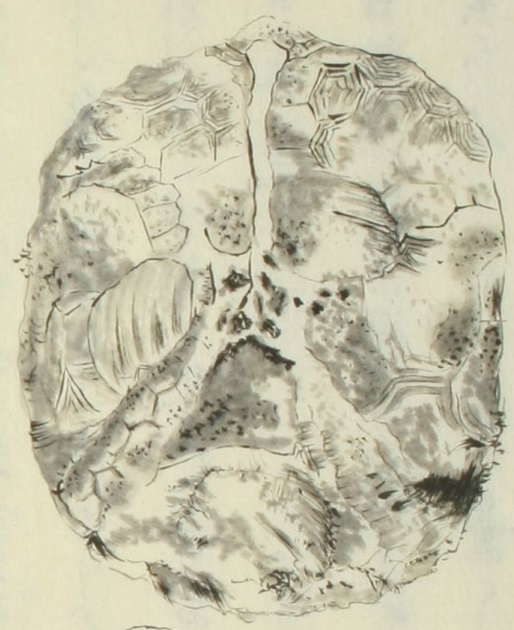

腹之図

堅　曲尺　五寸五分
横　四寸五分　厚二寸六分
重　八百目

あるゝ秦亀と山中に居るものあり世俗呼て山亀といふ春夏の頃水を離れ我穴に入り蟄て長寿なる亀を是なりとぞ又筮亀と名ずくハ周易に亀を懸て占ひしも此亀なりとぞ仲の亀の化石中茅家の窪定を得て秦亀なりバ一層の珍とぞ慎べし山にて掘得たるハ秦亀みゆ迄ゆゑ好て化石といふものあるまじく小さきものゆゑ仙人も稀なり

鬪の化石ハ仙人全く旦夫なり珍とぞ　余先年佑ふ

大和廻りをなす事月あまり京に於て旧友の連
家者野子が勧て諸名家に問鳴儒の学文高
き賴先生（名襄字成山陽と号す通称新太郎氏也）に訪ひ座位化石のるい
なし先生金子一鑑の化石一枝を惠その色拙きして
生ずがごとく堅硬なれども石質潤確類昏又本草三才
図会に水中の石鑑泥沙と倶に化して石となるこ
あるべし盆養の石菖の下に水中に動くが如く亀に
後者箕図を出して云く図に省く

六　芭蕉翁并破笠の話

さて二代目子孫初代潟中の跡を願て
本牛と号し后に指英と改め延享元年に
保元文寛保と盛に麈を名人の書をあさり
し俳名を翠仙と号し夫婦ともに俳諧を能し
文雅を好み奥指英の日記の中に昏殘
なる者なれども詩歌に二百四十余の自筆あり雲掛外
（こんかい）へ出でゝ牧子と共に新に珠書あれば
願望してかの家を得る所余（京山の号）も亡父（京侍の号）と
ものの流にて其の中に芭蕉の俳

うち柏筵一蝶が引船の繪の小屏風を見て
むかし芳にて人参をとこそ求ずるおりし無縁にむかし
をとわりひいらして独云いひけるを記しける文に
「我初年の頃にまよひて吉原を見てける吋黒羽
二三里にあて二三年の雑つけたるありし袖をとられて坊の子
をと一蝶としひられ左りと其角にかられるに
日ゆ据を経し事今に忘れず世ふりし世に
名をひろうせられと今るるは人なり我は幸
にあるにあまて名を文頗るゆえなり中略今日

小川破笠老によりけるむかしあらしめし
すゝめの中に芭蕉翁はおそるおそて
いう白く小兵なり常に茶のつむぎの羽織を
ほられ嵐雪より其角の前へいりくるぞよ
よのあがりのいそれしとのまゝて」と跋文
ちせゆとも今目前にみえけるの如し 翁の門人惟然が作と小翁の肖
像あるひハ画幅の肖像世に流傳せる
まゝと此説とあはせ視るべし 小川破笠俗称平助壮年
の放蕩にて嵐雪と倶に其角が堀江町の侘に食
客たりしよし 絆の老のよみし文破笠の自記に

と見て破墨一ぬ筆ぬ書き卯觀子夢中摹ホ
の呈ぬ為を一幅ぬ学び俳諧を角とぬと
と余京山の下ぬ所ぬ藏せる画幅ぬ延享三年丙寅仲春
夢中庵写ぬ八十有四年とあり描金を善して
人の猫をもあだ別ぬ一邦の奇工と為て破墨
ぬ立て今ぬ賞せらる吉京乃月創て撰俳
を作て今ぬ其余沙を殘せり傳詳なれども
ものうとるもせりと云て平日俳諧人名録ぬ破墨ホ
小川氏称平助福田風琴子ノ舞宗宇門人寛享

四年丁卯設八十七歳とあり京山ぬ以と
二年遡て享ぬ雄ぬ
⑦ 武藏之國 江戸名所
我義ぬ本法道ぬ屬ぬ和名類聚抄ぬ曰年佐之の
國府ぬ多磨郡ぬ在と云て我義四上古ハ東山道の内ぬ入る光仁天皇の宝亀二年辛亥冬十月己卯大政官奏して本法道ぬ屬せしめ後日也此に見えり
足立ぬ新座入間高麗比企横見埼玉大里男衾
幡羅榛澤那珂兒玉賀美秩父葛飾等ぬ上
二十二郡ぬ拾芥抄ぬ大縣東海那珂等三郡を加へ葛飾を除き廿四郡トスレ共詳なる能貞享三年丙

寅三月利根川の西を割て武蔵国に属せしむ昔は東西の道路の川を国堺として川より東の地は一円に下総国の半を割て利根川の西を武蔵国の葛飾郡となせり和名抄に武蔵国管下二十一と有て今は二十二郡と成和名抄に葛飾を加え志加と訓ず同昏に多度と訓ず

古事記年邪志に作る舊辛記胸刺に作る万葉集に年射志

同く山もとと称せり其勇と風土記抄に武蔵

国秩父の嵩はその勢ひ勇者の怒り立るが如し

日本武尊此山に東夷征伐の祈願をなせしその

后も夫盡く平治せしかば武蓋を秩父岳山に

納めおかれて此山を称せしと有り後

称徳天皇の神護景雲二年武蔵の国より白雉を献

り給ふ公郎の奏せし言に戴武崇文の詳なりとなん

武蔵の字を以て嘉名とせりとなん続日

本記称徳記云神護景雲二年六月癸巳云武蓋

郡物部の人麻呂部吉志五百麻呂同国久良郡

獲白雉献芋郎下郡郷議之奏云雉者良

民一心忠貞之應白色乃聖朝重光照臨之符國

号武蔵既呈戴武崇文祥と云りと年邪

志三字を好字に改め二字に定の武蔵と書て志の

文字を畧れしより此白雉の瑞ふつきて戒花の二字
を祝して奏しける詞より今の名ふれるとなり東照
宮様當国ふ大城をもつもあ鴻業の基を開きたま
ふ四海竟ふ干戈の労を忘き万民長ふ太平ふ
化ふ浴せるを乃見て元亨の志ふ所ふして国の
躍と自ら昇平の御代ふ應しるべく
家集物名ふ
枝打せむとて見よ山の桜あらしの
枝本人丸

八 丙午

五雜組ふ吹録を引て云丙午丁未年ハ中國遇之必有災。
然亦有不盡然者。郎百六陽九亦如是耳。曲亭云我
俗丁未ハいとゞ丙午庚申の年を忌こと尤甚し或ハ
女子丙午の年ふ生るものハ必その良人を食ふ或ハ庚申
の日ふ孕むとあれば子必盗賊ふ成ると庚申の日子
あり月ふ子を生るものハ其子ふ名づくるふ金をもつて
を付る弗
を本説ふ宋より以降人ふ命運を決ふ所ふ八字を
唱ふ只其年をのみ忌ものハ多し八
を忌ハ月を忌べし月を忌ハ日を忌べし日を忌ハ時を忌ハ

子丑寅卯の十二支を禽獸に為たるは後漢からより既に丙讀
為火之兄丙者言陽道著明故曰丙正字通云篆作丙亦
作炳陽火也从火丙之天之下盛大發揚也云午も亦陽火に四方
配すと記い南方は四時に配する時は夏及び月に配する
ことは五月なり時に配するときは日中なり故丙午の年
必火災あるとかいす俗説に丙午の年火災あれとせば壬子の
年も亦水厄あるべし壬讀為水之兄壬之為言任也言陽氣任
艮于下也子は陰に屬し四方に配するときは北方なり四時に配する
ときは冬なり月に配するときは十一月なり時に配するときは夜
半なり世俗只丙午の年に火災あるのみ壬子の年に水厄あること
いまだ聞かず丙午の説も信ずるに足らず經にのせざるなり
偶然なるのみ余雅云太歲在午曰敦牂敦盛也牂壯也言萬
物壯盛也亦云午者陰陽交而忤布故曰午午字書に牾と
とかつ牾は逆なり逆とは違なり忤布とは阻礙不展煩
冒とかつ説なり午の年に生まれ婦人忌むべきなり
禄命家の説に生まれし年を取りて配するに丙午の年に生まれし
丙の年の年にして生まれし女は忌むべし庚申は俗忌に準ずべし
俗説夫約男子六十五年女子は廿三年を厄年とし女は中年に十九と三十三とを厄年とす

或は陰数六陽数は陰上にして陽下に行故に男子其年二十五至て衰ふ星を怖る
又四十六其数陰に属して陽に且四十を過て死す男子最も嫌ふ所の年九年
陰の数九陽数は其陰上にして陽下に行故に女子は七十二の数陽を重且
事の敗藉多し俚俗小数に三三と数へ其訓用ひて最も嫌ふと
いへど究て謂へば大其年厄あるべし聖人とても厄難禁ぶ脱れ難し世
俗死の字の忌を怨て怨と唱へ忌あり生るこの必死を忌とみも服紀を
死に其忌と唱へ忌て何の益のあり逆て男子は四十五歳より
四十前後にして動もすれば好色に陥て禍殃を招あり女子の十八九か
三十歳前後にして又あるべし禍を釀す所は彼が前厄に
此に後厄に稱へ来れるその年のみも禍福門にいでぬ事と
を数へ行へば我が楚々たる孤で生涯厄
難なるべしと待るよりあらじ云々と慈石稚志文化七年卯年
雷名曲亭馬琴著述之文化七年より明治十年迄六十九年之六十余年
昔より誠者は皆世にあり今日の文明進歩の時に際して
蠱弊を洗滌せば舊習の夢を覚ぬ最頑愚の者
もて己が痴漢を吹聴
陋弊舊俗を視習ふ方今の重豪父

凡陸島ハ夜中盲ト云水鳥ハ
夜中眼明ニシテ雁ヲ夜中
物ヲ見ルモノ明ケ方
ヨリ雁ハ群ヲ求食ル時モ又
番ヲ必一羽ヲ作候ヒテ
人ノ来ルヲ見ルヲ友人
ハ流書ヲ流シ遣ル
ヲ為ル事

十 伊西子

西洋人大伸

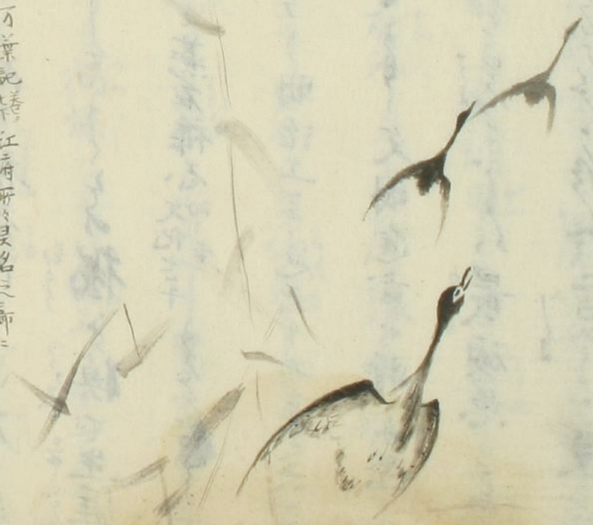

国花万葉記ニ江府所々ノ名ヲ三部ニ伊佐柄子ニ作リ芝田ヲ南ニカヲ云トアリ

高輪伊西子法華宗長慶寺ハ異国人ノ墓ヲ唐寺
ヲ建ル事ナリ是ハ寛永東国入国天正十八年以
後ヲ江戸今東京表ヘ異国ノ者来リ事ヲ
ヲ各居地ヲ賜リ今ニ残リ墓
人ノ名ヲ以則町名トス無人ハ官町八代洲河岸
古名耶谷子河岸ヲ伊西子ト又アンジン町ト唱ヘ西洋人
アンジン」ヤヨウス」同船ニ来リ後ニ三浦安針ト名
ヲ此所ヲ賜ヒ町名トス新任所セシム
ヲ以テ吉利支丹の邪法ヲ厳禁ス

[illegible]皆美玉人おを以目明しなり
[illegible]又外国の振子と志[illegible]
[illegible]為[illegible]伊豆子と[illegible]日本止り度
[illegible]願ひ耶蘇子[illegible]帰国を願て海を渡り
伊豆子死[illegible]其時孫[illegible]伊豆子[illegible]
尸と葬したり故[illegible]此寺に墓石

清長院妙圓尼　寛文十戌十二月十二日

伊豆子法源も心ゆかざる武江戸砂子に曰つまごの地名
文字と熟せず他国にも聞及ばざる名なりと不
審なり[illegible]
と書る大平記高時の一族大仏陸奥守貞直の戒
蔵国の住[illegible]と云[illegible]
云鎌倉にもつまごの地名あり[illegible]古老の云今の輪
如来寺の大仏は昔大仏の[illegible]寺[illegible]絶[illegible]再木食
但昌寛永年中回地を求めて寺を建[illegible]
[illegible]大仏[illegible]此説実[illegible]
[illegible]又如来寺を今俗に大仏と云如来を建

やはり猶尋ぬるとなり

(十) 何人か戯に紙張の章句を天紙張十徳あり未だ嘗て聞ず直に是一つ疾を受けば風引て是二つ燈外に書を見る夜に是三つ眼を空くして是四つ病婆を請ぜば是五つ用心の高く是六つ手足外して敗産せば是七つ諸虫の類を是八つ冬用ひて寒を防ぐ是九つ衾と成て一所に紙屑買の竈の内是十也其行末いかゝしたるか何と成るか

誰か勞白猪公自作下帷工眠怪臥雲上
醒疑坐雪中移来満窓月遮障四圍風
紅錦綿張客未知此興濃

(十一) 宋の襄王敵の河を渉りて敗軍す〳〵変左傳に見えたり又微生の女子と約束ありしを恐れて橋梁を抱き溺死す〳〵と小説に載たり是宋襄の仁微生の信に無益なり譬ふべし

(十二) 君子は敵に危邦に入らず孝子は巖墻の下に立ず

紙背ノ事ニ巻ニ

紙背に書きつけのもとは昔前漢の韓信の婚して遊ぶ所の原欽

乃城中ヲ[illegible]鳥の軍器那り[illegible]ト云々委細ニ又[illegible]

㊀天智天皇八年大蔵冠鎌足公ヘ始て藤原の性を賜ひ内大臣の任に其宿願なり[illegible]依る春日明神ヘ[illegible]

[illegible]相州由井濱に止宿[illegible]夜夢に[illegible]

[illegible]夢[illegible]て多年嗜[illegible]鎌を大蔵山松ヶ岳[illegible]

[illegible]後是[illegible]鎌倉の郡と中[illegible]と云

㊁「紀事」に十月此月不分晝夜不論陰晴時々有急雨倭俗是謂志俱礼雨ト「釋名」に時雨に「志ぐれ」[illegible]

義[illegible]うとしるし[illegible]

㊂ちくしの乳母「和漢三才圖會」在江海水辺百或

辞仍称千鳥ト云

㊃「本朝食鑑」に伊勢物語都鳥者鴎也京客不知鴎鳥擬其形閑麗以有美夜故称ト云々

㊄白鳳三年三月對馬国より始て銀を献ずる是日本白銀を産する始なり

同二年始て六月板を行ひ是夏趣板の起源なり

又此年宇小路欽の三郎會始り五節の舞[illegible]

大嘗(だいじやう)會の悠紀殿主基(すき)殿も此帝より始まりて皆末代を
朝家の恒例となれり其外諸社の祭も此御代より始る
者多し法度も品々多く定められけるとや

㊈持統天皇の御時夏のはじめ頃よりし十市郡
なる香具山を眺め給ふに衣服など
多く乾してありけるを何ぞと女官に
問せ給ふに今夏のはじめなれば埴山の辺
の賤が家々より四月の衣更へとて衣服をほし
侍るなりと申しければ天皇興じさせ給ひて
春過ぎて夏来にけらし白妙の
衣ほすてふ天の香具山

㉀役小角大和国葛城より金峯山へ岩橋を山神に
造れと命せしかば多の山神命に従ひけるに一言主
といふ神ありて其形容甚だ醜きにより昼は恥て体を
夜毎に橋を造りて岩橋成就に遅なはりければ
小角怒りて一言主を呪し神咒を以て両腕を縛り則
谷底へ投おとしけれども今猶金剛山の東に
一言主の洞とて所ありけれは歌にも
いはねばし夜の契も絶ぬべし明るわびしき葛城の神
とよみて中絶の恋の歌とせり

廿 聖護院流ハ七月ニ峯入ノ時ニ三宝院流ハ八月ニ峯入ノ時
ニ夏ノ峯入ニ両流ニ逆ニ峯入ニ渭リ云ク

廿一 文武天皇四年三月奈良元興寺ノ僧道照入唐ニ遣言
ノ所ニ一宗原ノ始中ニ於テ栄ニ猶茶毘シ来リ是ニ李
朝ニ葬ル云々如リ云ク皇ノ火葬ハ持統天皇始也

廿二 白円年封馬國ヨリ始テ金ヲ献リ是ノ後ニ年号
ヲ三度賛元年ヲ立ル定式ハ後年号ヲ立ル定式
ヲ詔命シテ紀元ニ逆大化白雉白鳳朱鳥
朱年号ノ如キ未ダ定式ナシ或ハ年号ヲ立ル或ハ立ル

なり紀ニ有リ此帝ノ即位ヨリ定式ヲ成ル
帝ノ年号ヲ紀ル故ニ諸書ニ大賛ヲ号
年号ヲ立ル始也紀ニ

廿三 文武天皇慶雲元年秋都鄙疫癘流行ル故ニ帝冬
十二月始テ儺ノ式ヲ行ハシ是ハ朝儺ノ権輿ニ
民間節分ノ夜ハ壮谷樹ノ枝ヲ門戸ニ排ヒ豆ヲ爆ス
屋内ニ撒シ鬼ヲ外福ヲ内ト唱ヘ儺ヲ摸ル也

廿四 同五年正月武蔵国ヨリ始テ銅ヲ献ル是日年銅ヲ産
始ル故ニ年号和銅ト改元ス

北越奇談右錢之部ニ乾元重寶雖図アリ錢形常ノ如クニシテ二重輪ナリ經八分ト漢字アリ

拾芥抄ニ乾元大寶トアルハ誤ナリ

未同書ヲモ見ル石誠書ニ多ツテベシ北越奇談同錢ノ注ニ

同年十月沼ゝて銀錢を鑄ること是より先倭国ハ銭を用ゆゝ皆異国より渡る所なりて日本ゝ錢を鑄ること此時を始めとす其年ハ八月ハ又近江国ゝ銅錢を鑄ること和銅開珍ハ始まる也　因曰此後淡路の廢帝ハ御宇ハ錢を鑄ること所謂萬年通寶大平元寶開基勝寶三錢是也又仁明天皇の御宇ハ長年大寶也又拾芥抄載ハ神功開寶承和昌寶饒益神寶貞観永寶延喜通宝乾元大寶寛平隆平（此二錢隆平者天宝宝永宝歟）等ハ神功錢ハ稱徳帝ハ御宇承和錢ハ仁明天帝の御宇饒益貞観の二錢

乾元大寶ニモトアリ国史ノ如シ（乾元大寶）

出書皆唐錢ニシテ和ナシ永樂ノ如クハ永樂ノ字ト見エテヤスリ目明ナリ然ハ五百年前ノ乱ヲ他邦ニ走ル者是ヲ埋ノクリトヲボエトアリ然ハ乾重元ハ乾重寶ニテ乾元ハ乾元

ハ清和帝の御宇寛平錢ハ宇田帝の御宇隆平錢ハ村上帝の御宇ハ鑄之也三才會ハ寛別記ハ曰吾朝の錢六文和銅萬年神功隆平乾元の五錢を日本の錢と称し定寛錢を倭国の錢と称ること同図會ハ曰錢を引て日本の錢四品一ハ和銅開珍二ハ神功開寶三ハ萬年通寶四ハ隆平永寶と云ふ抑錢の形ハ天地ハ象り外の円ハ天なり内の孔の方なるハ地なり孔の上下ハ時の年号を記して天下ハ通用を魯元の錢神論ハ錢と無足走と号せり是無足なるを謂なり和名ハ錢を足なしと婦女ハ御足と称すると此説ハ因り又擲と以鳥の眼ハ似なるハ

鵠眼と異名し倭人は鵠眼の二字乃氏と作て取て鳥目とふ
又銅と青く錆とを以て青銅とも云
(其)靈亀四年九月美濃国厚見山深山より醴泉湧出る是則孝子麓
住の小佐次貧中に親の好酒の故拵て酒吾を厭て天
小佐次の孝を感應し給て醇酒を湧出る事(此時養老と改元)
(芒)夫囲碁の起源は古帝高辛帝太子高均の智を生ぜしめ為に初て
碁を造て教しとや黒白の石を日月に象り陰陽の気を表す
石を圓く造るは天の象て盤の方なるは地の象り縦横十九
の條を引て目の數三百六十目成は一年の日數を表す真間に九ツ
の黒点を盛是を星目と又は勢目と號く星目とふの
は九曜星に准ず号て九は陽數の極りて勢ひ強き
故に碁目とも云て碁盤の丈
一尺二寸の広は十二月を表し石の數三百六十一目は是又一年の日數に
准へ白石を陽にして盈を象り黒石は陰にして夜に象る故に黒石
を持者先手とす是日は夜の九つ子の時より始り出て偖
黒白の石を以て相向と陰陽雌雄の義と陰陽の雌雄
なる他の物と交る事なし故に側より助言する事を堅く禁
黒白の石各地と取合と中に両目在を生と云行目

及び目無き死を以て人世界天地萬物生死を以て大変と云ふ
義なり其地を戦場の戦ひ象り一目を以て地の
勇き方を贏とし弱き方を輸とも其手に名を断粘行盤
抑縛関劫征ふ皆義物の詞を用ひ試曲
碁活物して其変化極り其機に臨て変應
手段千変万化也碁（碁譜手説ヲ輯音図ニ書）衡幹約飛頁覩
擦點跨夾拶辭刺勒撲般結尖門盤咀仂闕抑
硬節贏（其小婦を）輸賭持碁助言互先定先
井目綴立劄

廿大約南風三月清明の頃より北に向ふ
をもて南れを常とす又北月春陽に向ふ
南の風なれとも北風を常とす
友と為ふ風の怒らざるを大怒烈しきを
愧とす文喜しきを姫と稱ふ婦と常に驕の怒
姫を御あるに驕を賜
姫に一度或を数日の歩を後に歩
月五六月に姫の海浜の松姫に遇
日脱て巡遇に歩十月

明治十年第八月ヶ月間姫姫ヶ達新聞五
六七八月ハ南ヶ嶋ヶ其ノ蔵ヶ
少ヶ出ヶ至ヶ時ヶ事ヶ南ヶ方ヶ又時ヶ
又時ヶ西南ヶ方ヶ姫姫ヶ蔵ヶ
ヶ出ヶ西降ヶ羊天ヶ一乃ヶ出ヶ
ヶ鄭虹ヶ出ヶ星ヶ鳶ヶ又姫ヶ
ヶ帆ヶ雲ヶ又歩天ヶ及ヶ蟹ヶ尾ヶ
ヶ似ヶ前象ヶ蟹ヶ蟹ヶ似ヶ南海ヶ
生ヶ十二ヶ足腹ヶ西方ヶ出眼ヶ背ヶ上ヶ

腹ヶ下ヶ海ヶ海ヶ遊ヶ毒ヶ及ヶ背ヶ示ヶ
舞ヶ拾ヶ海ヶ蠻帆ヶ呼ヶ其皮殼ヶ
形ヶ望ヶ吳ヶ人ヶ冠ヶ之ヶ嘗ヶ
齧ヶ海上水稼ヶ泡ヶ海蛇鞭ヶ上ヶ
浮ヶ文鰹ヶ三年ヶ舵ヶ立ヶ
遠ヶ鳶ヶ帆ヶ奴ヶ舵ヶ厳ヶ慎ヶ
ヶ避ヶ

光 水星之説

明治十一年五月 モルレー氏ヶ文部省ヶ差出ヶ
書面左ヶ通

水星經過之說

今茲五月七日水星太陽に表面を經過するあるべし

見則子八百七十四年に金星經過と其理を同じくして雖

も星學者の為めに金星ほど特に緊要のものなきを

何となれば水星は太陽に接近するを以て之を高度

の距離を究定すること能はざる故也然れども此經過

顯象を前知すれば星學の現に精密に達せしを示

知するものなり水星は經過の常に五月或は十一

月に在りて之を徵するに近く千八百六十八年十一月

に在りて其後後て千八百七十八年五月千八百八十一年

十一月千八百九十一年五月千八百九十四年十一月等に有べ

其月晴に度は十三年一期なるを知るべし此理は地

球の十三年即十三回轉は殆ど正に水星は五十四回轉し

即ち遠回水星は經過は日出に於て其初發

を觀るべし日出に既に太陽に半面を經

過すべし此經過は七日午前十二時三十分に起り同八

時六分に終るべし其方位は東北より太陽の表面に

入り西方に出づ水星は太陽に比して甚小なり直徑

大概其一百六十分一なる故に大陽を表面にて一小黒子
の如くなれども該日燻ぐる硝子或は濃色なる硝子を以て
眼を保護されば望遠鏡を用ひて其經過を
觀ることを得べし又之を望遠鏡（尋常の望遠鏡）を以て望めば鏡中
の現象倒轉なれども水星西より東北に運行せ
ること如し歷然觀るべし別件に閣下に爲め面白きこと
なり且之を同好に通知せんと思惟し茲に謹て此從
事を告ぐ

千八百七十八年四月二十九日　デーヴ井ットモルレー頓首

文部大小輔閣下

此水星經過の内暫有て地球の前
輩の方歸ること數日にして内星の
二年に經ること此に二度に及ぶ又久しき年月流
年を經過し又此後明治十四年二十四年二十六
年の通過を書て有り

（十）西洋之犬屠

西洋にて飼ふ無い犬ば殖えて時に大鼠となりて
彩白足を一時に捕へて室に入る

くるにハ炭酸を注射なし犬を自然睡眠を催し
ゐるところ死ぬところに其殺したる犬ハ皮ハ剥取て
消革を製し骨ならハ燐素を取て獸炭を拵へ肉ハ
湯煮して乾かしたのを鶏の餌とし其毛ハ毛で造る
冒瀆ハ肥料になると云ふのを何と猶自の無てあらじや
事文類聚といへる書に曰往古唐土に魏の菜公といへる人
宰相の官にして威勢盛なりし君なれども
無ければ其のころに執政の官に丁晉公といへる者ありて常の式とて
都堂に會する時に各位ごとに飲食を備へたりけるに

の汁菜公の髭に付きしと側にありし晉公袖て之を
拂ひしと云へる故事なりこれ媚諂の者を云ふとして
後世諛に諂ふものを罵てお髭を拂ふと云ふ

(主) 雪中に生ずる蟲

唐土の峨眉山には夏も積雪ありて其雪の中に雪蛆と
いふ虫ありて山海經に見えたり（唐土の）書此説空ならば越後の
雪中にも雪蛆ありて其虫早春の頃より雪中に生し
雪消ればバ虫も消ゆる始終死生を雪と同じくして字音を
按ずるに蛆ハ腐中の蠅となれど所謂蛆螝之蛆と蠆の類人

を蟄とす凡ハ蜂の類ニて雲中の虫を蛆小从うじ一名あれば
雲蛆と云る中ニ水地火木火土金水の五行中皆蟲を生ず
木の蟲土の蟲水の蟲ハ常に見る所なれども蠅ハ屎より
生ずと雖も燼未尽あれば火の蟲ニ蠅を殺して形ある物
灰中ニ小あり ハ蘇之又蟲ハ人の熱より生ず蟲ハ火ニ火より生
ずる蟲也ゑる蠅も蟲也共ニ暖ずさのゝ金中の蟲ハ肉眼
ニ見えざる冥塵の如き蟲也人ニ入れば病を鋼鐵の
腐ずあり蟲を生ず虫の生ずる所色を変ずるあるを
物ハ生ずと雖ども其所腐ず錆ハ腐の始錆の中ゆるゞ

出ず肉眼ニ見えざる物也人ニ入るゝ蟲の説ニ金中猶蟲
あり雲中蟲多しかや考れども常ニ見ざる故ニ奇とし
砂として腐ず蟲の香也 紀せず越後の国ニ蛆ハ小さき蚊の
如し此蟲ハ二種あり一ツハ翼ありて飛ず一ツハ翼なけれど
と雖て蚊ニ似ず其ハ足六ツ出る色ハ蛾ニ似て淡し其ハ
腐ず市中原野牧ハ同じ所ニ多れども人を刺ず驗
微鏡ニて視る所

雲

を図して物産家の蛆之図

説を後ニ

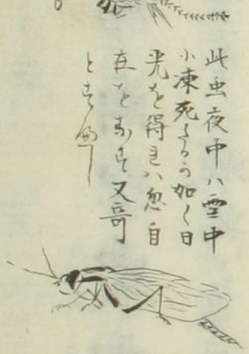

此虫夜中ハ雲中小凍死するの如く日光を得ざれば忽自在となりて又奇

色蒼

地気雲と成る事

凡天より形ひを為して下り物雨雪霰霙雹となり露は地気の粒珠となり霜は地気凝結する所冷気の強弱にしたがひ其形を異にする而已地気天に上騰形を為て雨雪霰霙雹となり温気となれば水となり地の全體なれば元の地に皈也地中深くなれば温気に成て地温を得て気を吐て上騰する人の気息ごとく昼夜片時も絶ることなし天と又気を吐て地に下る是天地の呼吸なり人の呼と吸とごとく呼吸して萬物を生育し地の呼吸常と失ふ時は暑寒時に應ず大風大雨其餘萬物を生育して憂なしと天地の病なり

天は九段に成て段ごとに九天と云九段の内最地に所を太陰天と云地を去る高さ凡八万二千五百里と云太陰天と地との間に三ツの際ひ天は近を熱際と云ひ中を冷際と云ひ地は近を温際と云ひ地気は冷際を限りとして熱際に至ること冷温の二段は地を去ること甚遠ければ富士山は温際を越て冷際に近く気絶頂は温際気通ずるゆへ草木を生ず夏も寒く雷鳴暴雨を降際の下に雲雷と云は温際の雲は地中の温気より

生ずる物皆之に其起る形ハ湯気なるべし水を沸て湯気
を起すと同一事也雲温なる気を以て天に升り冷際
に至ハ温気消て雨となる湯気の冷て露となる如し（冷際とハ雲散して雨となるなり）雨雪の粒珠ハ天地の気中に在る氷以て二物本
質円を失ざるも生ずる所之雲冷際に降りて
雨となるなり時天寒甚しき時ハ雨氷の粒となりて降
下る天寒の強と弱とに因て粒の大小出る所す是を霰と
雪とも霙とも雹とも雨とも呼ぶ地の寒強き時ハ地気形を為して升ぶ
を形を為すなり天に升る微温湯気のごとし天の雲ハ是也
地気上騰すること多きハ天灰色を為して雪なんとする雲
雲冷際に到り先雨となる此時冷際の寒気雨氷まで
力なきゆえ花形を為す是雪なり地気の
ようなるものとなりて氷の厚きなるものの如し天の
温冷勢の三際なる人の肌ハ泥に丹ハ冷の臓腑に熱なるして
同じ道理之気中萬物の生育者天地の気格に随ふ
是余の發明なり諸書に散見する古人の
説なり
山より雲の出るハ頽なり「雲頽」と云又なだと

もふ梅もさきみのぶれい撫りるを思と活用こ
ぶるる山のもふるこるもを雪頽の字を備く用小字書
く頽ハ暴風もあれいよく叶くるや云く

三五 菊

磨土熟鳥峰山ハ渓間小菊花多くあり山中ノ人家二十餘軒
常ノ菓ヒノ雪ノ流ル渓水を汲ぐ呑ひ人ハ山中ノ人
二百歳を保ものとせ是菊ハ菓水ノ流ルル又本朝ノ美
和ノ皇ヒ仁明帝黄菊を深く愛しノ依之往古黄菊を兼和菊
とよしくるる菊三重子ノ七百歳推くるるぐしくるる

三六 舞の原起 畧説

人皇七十四代鳥羽院ノ御宇永久三年明治十一年迄七百六十余年京都あるて
其頃第一ノ美女ハ嵩ノ千歳和哥ノ前とよこの女舞とよ
夏をそるく世上ハ流りるるるるるく又白拍子とも
号ひくるるを号くくる乙女の遊戯音曲ノ業追くふ行れ
后ハ笠屋三勝なんどとて娘芝居ノ大拍ノ紋付る
舞の原起二巻三退四又照し見べし
撞幕を上ひ号く真りるもくるれハ男俳優ハくと居
往古ヒ当女ノ舞ヒ舞唄ヒ古書ハ見えく
人寄ハ六字南無ハ二つとよ考ひくるるを大

壹 石原中古風

[illegible]命の焦尾琴の文章曰く石原の桂の[illegible]
人目[illegible]塩[illegible]小[illegible]
[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]

[illegible]

弐 拓實食方并土を食る法方

拓の実（拓樹）八月熟して落ちるを拾て石転し寺にて搗く
ちゝき篩（ふるひ）にて皮を去り簀ふ布を敷て形よろしくして
あさ絹ふくし水を入て[illegible]布に包み水に浸
一昼夜四五日よりてとりいだし絞りて水をさりて乾しあく
其白きを[illegible]さゞらを粟稗などにまぜ又は拓粉を
食とす又餅にもする（拓の餅を別種とも云）楠の実も裏の其仕方拓に
似たりとも或は秋山とも外[illegible]あり[illegible]を食[illegible]
山年の心[illegible]
當者文那の亂離に而清雲[illegible]救荒一助に載てあり

なるゝ板葦あるいは三方を「土」と何方のちがへても砂石のまくなく
ちめさせをを掘り土一升に水四升入れ掬の中へ入れよく攪まぜ
上水をとりて掬遍又水四升入れ能く搔交別の掬文を度る
磯の砂石をとり又水四升入れ前の如く搔まぜ水を浸し墨
にて二日の間一百回をぐんぐ搔まぜて澄し上水を替る蒼の形
蔵の形を製する法の如し右の如く製法せし土へ水二升入れ煮
て溶る膠の如くなりて食ふ其外菓子粮ほど切りこと同じ
く煮て食ふまた一百二合より五合まで食ふべし成こと此法を
用ひば土穀を食さるる亂世多飢餓なるべきを云

又土を食物とする実説は駿河国の井上如水氏と東京府士
族碓村勝長氏の嘉永年間旧幕府の命を奉して蝦夷を巡回
せられし時波静の最高所にて西河峯の山より出る延胡索
形芋ふに似たりと食土土人ニベトイと云ふ黏土色白くして麦の粉に似たり の二種を混合して海獣の肉と
以て煮て食れしに其味至て美味なりと云ふ土人は土を常食
云ふあれば土を食れさるべし友人の話に鄙豆富士赤土を
食ふ婦人の面親に比類すと云ふ正成長して何の
食毒も無し六旬の天命を保全て家を子孫に譲りし由なれ
ども所を聽漏したれど赤土を三里二十の食ふて死とする由云ふ

なるべうふ用ふ記しるす

餘

夫知者事理に通達して滯ることなしこれを知者の勇く其楽このごとし

又仁者は義理に安んじて迂らんこれをすれば仁者は壽しく其楽を

山の若し水のごとくに流るるあるべし山を求めて靜のあるべ

きなり該人の心に飽くを知る情欲を減却して世界の俗を慈聖人

君子ふなをんと此外青衢の海をうるべ蟹蝦の車を駐んとすれば

只獨を慎むあるべきなり

破熊手 巻之一終

東花園桂志著

東花園藏